

## 令和元年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和元年8月9日(金) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員
9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員
12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員
15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員
18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員	

### 農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員	影山卓司 委員

4 欠席委員 (1人)

推進委員 小谷俊一 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

議案第32号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第33号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局長 只今より、令和元年度第5回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、私が指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 4番 松本委員、6番 室山委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席の連絡が入っております。小谷俊一推進委員が欠席でございます。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 それでは、(4) 連絡報告事項、事務局より説明してください。

事務局 それでは、令和元年度第5回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項を報告致します。別紙でございます。(以下事務局説明)

議 長 只今、報告がございましたが、皆さんで何か聞いてみたいことはございますか。

(なしの声)

## (5) 議 事

議 長 ないようですので、早速(5) 本日の議案について説明いたします。事務局。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。

まず、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について。議案資料の2ページのとおり2件の所有権移転の申請が出ております。いずれも許可要件を満たしているものと考えております。

続いて議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について。4ページでございます。1件の申請が出ておまして、こちらは農振農用地区域内農地で、許可根拠は農用地利用計画指定用途でございます。この後説明します5

条の案件と一体の事業でございます。農用区域内農地ですので常設審議委員会の意見聴取案件でございます。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について。6ページでございます。先ほどの4条と一体の案件が番号1の案件でございます。こちらの方は第1種農地となっており、親子間の使用貸借です。番号2は第3種農地、用途地域でございます。用途地域での店舗兼住宅で原則許可でございます。番号3につきましては第1種農地、土地改良の入っている第1種農地での既存施設の拡張でございます。許可根拠の既存施設の拡張につきましては、既存の敷地の2分の1を超えないという基準を満たしているものと考えます。番号4につきましては、第2種農地における太陽光発電施設の設置でございます。いずれも要件を満たしているものと考えております。

続いて、議案第30号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については8ページでございます。1件の申請が出ておりまして、昭和45年から宅地として使われ現在更地になっているものでございます。

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について。11ページから19ページまで25件の利用権設定、それから20ページに所有権移転が1件出ております。

議案第32号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について。25ページのとおり1件の農振除外の協議が出ております。転用目的は植林でございます。詳細は後ほど説明させていただきます。

議案第33号 農用地利用配分計画について。35ページのとおり3件の協議が出ております。

本日の議案は以上でございます。

#### 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので、議案第27号については承認とさせていただきます。

#### 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りいたします。皆様方の質疑を求める前に、本日午前10時30分より、当番委員であります徳田委員、山下委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6

名で調査に行っておりますので、代表して山下委員より報告をお願いします。

山下推進委員 推進委員の山下です。本日午前中に、先ほど言われました6名で現地調査に行きまして。その結果、問題ないという結論になっております。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは議案に対する質疑を求めますが、ありませんか。はい、11番 鐵本委員。

11番 1点だけこの分を確認してください。農用地の中に牛舎ですか、畜舎を建てるということで。地目を宅地にしちゃうのか、そうではなしに農用地のままの扱いでそのまま良かったのかな、どうだったかなと思って。2アール未満の分はしなくても、農用地のままでいいということで。こういう広い場合でも、地目をそのまま農用地のままでいいのかどうかちょっとその確認です。

議長 はい、事務局。

事務局 現在の牛舎の方は宅地になっているようですけれども。登記上の地目とか課税の扱いでは宅地になります。農振、農用地としての扱いは引き続き農地としてです。

11番 全部が全部でないかもしれんが。建物建つとるし、敷地面積の何分の一は課税すると。だけど、私がちょっと質問したのは農用地のままになるんじゃないかなと思ったもんで。許可ができて宅地に変更しなくてもよい場合があるということで。ちょっとこれは一つの課題で、勉強のためでもありました。以上です。

議長 よろしいですか。只今の28号について、皆さまの方で他にはございませんか。ないようでしたら賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。28号につきましては全員賛成ということで承認とさせていただきます。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、この件につきましても同じメンバーで調査に行っておりますので、山下委員の方から報告をお願いいたします。

山下推進委員 報告致します。先ほど同様現地確認を致しました結果、問題なしという具合にしております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。皆さまの方から何か質疑ございませんか。  
はい、河本委員。

10番 10番 河本です。この件ですけど、〇〇〇〇土地改良区の決済金はどうなるんですかね。

議 長 農地の姿でいけば賦課金に行くと思います。〇〇〇〇土地改良区理事長からは許可も貰っております。道の通行とか敷地内の用水、雨水排水の放流、敷地内の家庭雑排水の放流、し尿処理槽の排水の放流等について同意書が出ております。

10番 農地のままだったら決済金はなしに、そのまま賦課金だけで、転用という形になったら決済金という形にはなるっちゅうことですね。

議 長 ですから、これについては、賦課金の今まで通りの徴収だと思います。決済金で、改良区内から解除する場合は決済金いりますけれども、これはこのままでいくみたいです。それで改良区の理事長の同意書とかそういうもんが付いておりますんで。はい、いいですか。

10番 はい。

議 長 その他ございませんか。それでは議案第29号につきまして承認の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございました。第29号につきましては、全員賛成ということで承認とさせていただきます。

#### 議案第30号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第30号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。この件につきましても、先ほどのメンバーで現地の調査に行っておりますので、山下委員より報告をお願いいたします。

山下推進委員 山下です。ご報告致します。午前中、現地調査をした結果、問題なしという具合に判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の皆様の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第31号 農用地利用集積計画の決定について皆さんにお諮りいたしますが、まず始めに該当委員がおられますので、該当委員に係る案件を審議させて頂くことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議ないようですので、11ページ番号1番は、17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

事務局 11ページでございます。申請番号1番の土地の所在地は〇〇の2筆3, 998㎡でございます。以下記載のと通りの賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今原田委員の案件について説明がございました。質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認いたします。それでは原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、16ページ番号15番は12番 筏津委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(筏津委員 退席)

事務局 16ページの番号15番。〇〇他1筆の合計2筆3,084㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今の案件について説明がございました。ご質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。それでは承認いたしますので、笹津委員の入場を求めます。

(笹津委員 入場・着席)

議長 笹津委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、16ページ番号16番は西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷昭良推進委員 退席)

事務局 16ページ番号16番でございます。土地の所在は〇の2筆2,263㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでありまして、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、西谷推進委員の案件につきまして説明がございました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、農業委員の承認の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。承認されました。西谷推進委員の入場を求めます。

(西谷昭良推進委員 入場・着席)

議 長 西谷推進委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。それでは、その他の案件についてご説明致します。

事務局 11ページの利用権設定各筆明細等集計表に關しまして、田・畑・樹園地の合計は43筆、68,611.00㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては11ページから19ページ記載の通りでございます。

20ページに参ります。6月農業委員会会議であっせんがありました件で、今回所有権移転の申請が出てきております。所有権の移転を受ける者は〇〇〇の〇〇〇〇、所有権を移転する者は同じく〇〇〇の〇〇〇〇です。移転する土地につきましては、記載のとおり1筆でして対価は20万円。10アールあたりですと、99,453円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては21ページから22ページ記載のとおりで、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては23ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、全体の説明がございました。何か皆さんの方で質疑はございませんか。はい11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。13ページの6番目ですけども、受人の〇〇〇〇さんは最近農業を積極的にされるようになった35歳の方なのかということと、それからスイカの物納ということで、たくさん物納するようになるのであれば軽トラいっぱい持ってこられるとか、その辺ちょっと珍しく書いてあってその辺を事務局の知っておられる限りでいいですから教えてもらえたら。

事務局 〇〇で熱心にスイカをやっておられます。就農からまだ5年も経ってない方です。

議 長 物納は適当に食べるのを持ってくるみたいでないかな。そんなに契約で10個持っていきます、5個持っていきますちゅうことはスイカのことはないと思うけ。まあ適当に食べてごしない、スイカ貰えばええわいなちゅうことだと思ふ。はい、4番松本委員。

4番 ただでええわいな。まあ、スイカ作んなるならちいとごしならそれでええけ、いう感じでないかなと思いますわ。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、農業委員の承認の方の挙手を求めます。



(賛成者 挙手)

議長 それでは全員賛成ということで、承認と致します。

議案第32号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議長 続きまして、議案第32号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について、説明してください。

事務局 まず26ページのほうから説明させていただきます。1番、除外後の計画につきましては計画用途としては植林でございます。クヌギ150本の予定でございます。理由は、そちらに記載してありますが山間部でイノシシの被害もあり、豪雨で土砂や石の流入もあり作物の耕作が困難であると。後継者もおらず、中間管理等にも相談はさせてもらっているんですけども、耕作者も作れないということで、水田を辞めてこれからは木材の方に転換したいということでございます。椎茸の原木用にクヌギを考えられているものでございます。

2番、協議地の概要につきましては〇〇字〇〇〇〇の2筆でございます。所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、予定時期は許可日よりということでございます。現況は田んぼ2筆合計2,234㎡でございます。関係機関との調整状況は27ページに記載してございます。5番、6番のとおりです。7番市町村長の考え方につきましては28ページに別紙として記載しております。農業振興地域除外の5要件についてそれぞれ記載しておりますので、要件を満たしているということでございます。以降図面と写真等を付けておりますので、ご覧いただければと思います。それから25ページを見ていただきまして、協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめますと農地区分は第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当しまして、許可基準は周辺農地に影響なしということで転用見込みありと判断しております。以上でございます。

議長 只今、説明がございましたとおりでございますので、何年かこの田んぼを頑張って吉村委員が作ったんですけども、どうにもならないということで。先ほどありましたように、土砂とか水とか大雨が降って流れて入って、もう田んぼも作れん状態ということでこのような申請になった訳でございますので、ご理解頂きたいということでございます。皆さんで何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

### 議案第33号 農用地利用配分計画について

議 長 続きます、議案第33号 農用地利用配分計画について、説明をお願いいたします。

事務局 利用配分計画各筆明細は36ページ記載のとおりでございます。番号1番から3番まで合計致しまして10筆10,703㎡の賃借権の設定でございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては38ページから41ページ記載のとおりでございます。以上の配分計画案について、本会の意見を求めるものでございます。

議 長 只今、説明がございました。皆さんで何かご質問等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第33号について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、この案件につきましては承認とさせていただきます。

### (6) その他

議 長 続きます、日程(6)その他の項に入らせていただきます。別冊―その他報告・連絡事項―をご覧くださいと思います。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について。

事務局 別冊資料の2ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。(1)につきましては鳥取県の施行する災害復旧工事に伴う一時転用でございます。場所、内容につきましては以下記載のとおりでございます。

続きます(2)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。3ページをご覧ください。相談者、〇〇〇〇さんからの売買の相談が1件ございました。続きます4ページ、〇〇〇〇さん。〇〇町〇〇の方で、1件の売買の相談でございます。5ページでございます。先月の農業委員会の後に事務局の方に相談に来られました〇〇〇〇さん、〇〇市の方でございます。〇〇の1筆の売買の相談です。6ページ、〇〇の〇〇〇〇さんから4筆の賃貸借もしくは使用貸借の相談でございます。現在耕作しておられる〇〇さんが、もう作れないということですので、作っていただけの方をというご相談でした。7ページ、〇〇〇の2筆の農地です。〇〇に転出されて、今後は、手放したいということで売買の相談ございました。耕作については1筆は〇〇〇〇〇〇〇〇〇が1月まで耕作をしております。8ページ、〇〇〇〇さん、〇〇の方でございます。こちらは1筆の賃貸借についてのご相談でございまし

た。9ページ、○の売買、賃貸借、使用貸借をお願いしたいということで、○  
○○さんより相談がございました。以上でございます。あっせん委員の選任  
をよろしくお願い致します。

議 長            こうやってみますと、毎月のこの会にあっせんがどんどん出てきだしました  
ね。それでは○○のところからいきたいと思いますが。

9 番            この件は何年も前から買い手を探しておられます。○さんという人が借りて  
耕作しとられて、ただだったら、土地をもらってもいいけど、土地代をごせつ  
て言われりゃ、はっきり言っていらん、今すぐでも返すって言われて困っちゃ  
って。売買は難しいです。

1 番            私が聞いとる内容は、○さんに作っていただいとるけど、草ぼうぼうで、作  
ってない。それで売買はしたいけど○さんには絶対売らないって。

議 長            現状は草ぼうぼうかいな。

1 番            荒かしてあるって。

9 番            荒かしてないですよ。○○さんが牧草を作ってきれいにしてありますよ。こ  
の間きれいに刈って、きれいになっとなります。

議 長            ○○さん、行ってあっせんしないな。まかせましょう。続いて○○の件です  
が、河本委員だな。

10 番            いやいやもう決めてます。塚根さんと田倉さんに。

議 長            ○○さんの件、○○県。この間2人が会ったわけだ。その後の経過が全然入  
ってこんだけ。何の連絡もないだがん、これ。

4 番            まあ、○○だけわしと。

議 長            わかった。よう知つとるけ○○さんは。次は○○、これは吉村委員だわな。  
それから○○○、○○○○さんについて。これ宅地で共同住宅建つとるよう  
なとこだな○○○の。涌嶋さん、地元はあんたしかおらんけな。両方、涌嶋委員  
にお願いします、5番と6番と。次、○は美田委員か。こまい面積ばかりだ  
な。

8 番            ハンドトラックぐらいしか入らへん。この○○さんしなれば。

事務局            受けてもらえる方は、なかなかおらんでしょうけど出してみますって。

議 長            ならもうしたって意味がない、止めましょう。こがな狭い所ちょこちょこ無理でしょう。

8 番            全く昔のまんまで、土地改良すりゃ道があったりするけど。

議 長            はいわかりました。ならこんなんはなしにしておきましょう。続きまして、農地等のあっせん活動の状況について報告お願いします。①番数馬委員報告お願いします。

1 3 番            はい、報告します。会議が終わって〇〇さんと連絡しまして話がすぐ進むんだらうと思っておりましたら、この方は〇〇〇でなしに〇〇在住の方でして。それでまあ、8月3日だったと思いますけど戻ってこられて、地主さんと初めて話をしたというような。この〇〇さんという人は、ずっと〇〇で、こちらに兄貴さんがおられたんだけど、7年ほど前に亡くなられて、相続はなしにそのままになった。

前任者の前農業委員の〇〇さんとちょっと相談したですけれども話がうまく進みそうです。〇〇の人には単価が安いということで、現状の説明がしてあって了解されました。以上です。

議 長            はい、わかりました。それでは②番、谷本委員お願いします。

1 番            はい1番 谷本です。前回の相談日にみえられた件でございます。お話をしまして進めておったところが、貸借しとられます〇〇〇〇さんが亡くなられてですね、契約をしている方が亡くなられて、その亡くなられた方が又貸借をして貸しておられたというような内容だったわけでございます。早速作っておられます〇〇さんに内容を説明しまして、条件一緒に引き続き作っていただけないでしょうかと、こういうお話をさせていただいたところですがけれども。実は〇〇さんにも話をして来年からやめようと思っていると、こういうまあ返答でございました。機械ももっておられるし、なんとか頑張っておられるし、ということでとりあえず保留の状態です、とりあえず〇〇さんと話をしてみたいからですという返事は頂いております。早速〇〇さんに内容話を致しました。多分、夕べお二人で話をしとられると思います。

あとの2つは、小さい水田が点々としておりまして、現地を見ますと畦畔も刈ってありますし中もきれいになっております。作っておられる方が管理しておられるのかな、と思っております。以上でございます。

議 長            はい、ありがとうございました。続きまして山本委員。

1 8 番            1 8 番 山本です。この〇〇さんの件について報告致します。〇〇と〇〇〇は、皆さんに相談して借りていただけないだらうかという話はずっとしておるんですけれども、大体ここの〇〇という谷が土が少なく10センチか15センチくらいすると石が出てくるといような所です。ここら辺りはネギを作っ

とられる方が多いですけれども、実際借りて欲しいって言うとまずトラクターで打ってみて、地が浅いけんいけんと言って断られるような谷で。日当たりがよければそういうところだし。ちょっと地が深かったらもう水が抜けないというような条件の悪い所なので、今のところは借り手もないし、買いたいという方もあまり見つからないというような状態です。

それで、この〇〇〇〇さんに何回か電話さしてもらっただけでもちょっとまだ通じません。直接お話ししてないですけども、借りてもらう話は進めております。以後も努力していきますけれども、現状として、〇〇は中山間地直接支払の事業体がありますので、そこの事業体で一応田んぼの草刈なり、畔の草刈なりをして頂いているような状態です。以上です。

議長                    ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。その他皆さんごさいませんか。ないようでしたら、(4)農地パトロール後のスケジュールについて。

事務局                    パトロール7月30日ご苦勞様でした。整理図面、一覽表については、8月末までに事務局へ出して頂くようおねがひします。その後意向調査票を發出しまして、年内には回収して集計というスケジュールで思ひておりますので、ご協力をお願ひしたいと思ひます。

次に近県視察研修のことをごさいます。今回の研修内容は、空き家付き農地の対策と法人の広域連携の取り組みについてごさいます。23日近づきましたら再度またご案内いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長                    そのほかに皆さんのほうでなにかありましたら。はい藤井委員どうぞ。

9番                    昨年度も農林課に質問したんですけれども、うちの近所で牧草作っておられる人が、今年2月か3月に、近所の人から全然畦刈りもしてもらってないし、耕しなったのも見たことがない。草ぼうぼうで隣の田んぼには、草がみんな被っちゃって。うちもそんなんの隣で作っとるんですけどね。毎年もう自分で3回か4回刈りました。うちの場合は仕方がないなって諦めておるんですけども。うちは機械ですけど、個人でやっとなる人は刈払機で刈りなるでしょう。100メートルば一っといくと大変です。隣っていうか、うちの集落では上の方が法下まで刈るようになってます。だけどそれが全然刈ってないけ、今カメムシとかいろいろ言われだしたで、自分とこは、とにかくそういうのが嫌いだからということで、いつ見ても法の上まできれいに刈っとなるです。本人に会ったって、迷惑かけとるがいなの一言もないし、道を半分ふさぐくらい生えとる。そがなんは、地元の集落の人が畦刈はしとなるみたいですけど。それにしてもなんかないもんでしょかね。

議長                    地元のそういう苦情があるということはですね、前も何年か前どこかであったですけど個人的なそういうことは、農林課では対応できないです。地元の農事組合、私の所も〇〇〇でいっぱいありまして、農事組合長に話したら地主に

話ししてくれて解決してくれたんですけれども。やはりそういうことは、地元の農事組合長に言って本人に話してもらおうとか。転作確認は、もちろん農林課なり農協が確認しますので、その判断次第です。それは見に行った人の責任で。畦草等については、農林課ではとやかく言えませんが、やはり地元の農事組合に頼んで話をしてもらおうしかないと思います。農業委員もそんなに顔出すことじゃない、これは言われても。ですからやっぱり、地元の農事組合長などに話をしてこういう状態だから言ってごしないと、非常に迷惑かかると。そういうことで、近所の農事組合と相談してみてください。

9番 はい。

議長 他にございませんか。無いようでしたら2020年農林業センサスの概要について。

企画課 丁度、半年後になります、令和2年の2月1日を基準日としたセンサスの方が予定されております。農業委員さんの方にも是非ともご承知頂きたいということもございますし、近く農事組合長さんを通じて調査員さんのご推薦等を考えておまして、そうした取り組みの方がもしかしたら農事組合からお耳に入ることもあろうかと思おまして、予め農業委員さんの方に説明できたらなと思おまして本日参りました。企画課の内川と石田でございます。宜しくお願いします。

資料に沿って説明させていただきます。2020年農林業センサスの概要ということで2枚もので持って来させていただきました。5年おきに開催されるものでございます。調査区は鳥取県内で1,558となっておりますが、倉吉市では119の調査区に分けての調査を行いたいという風に考えております。この119区の調査員数については区と同じ数になります。1枚もので調査区一覧を添付しており、左に1から119までの番号を入れております。これを元に調査をします。例えば48、49番北谷村のところが書いてありますが、長谷・俣谷で1つの区域になっております。決して119は1つの集落が1区域というわけではございません。逆に、服部のような集落が大きい、農業者さんが多いというようなことがありますれば、3地区に分かれた形での調査区域ということで、こういった集落については3人の調査員をお願いするようになります。

農林業センサスというのはこれまでずっと5年おきに行われ、この数字がいろんな計画の元となったり、交付税措置の算定基準となったりということがあります。今回もほぼ同様な内容で調査されますが、若干変更点を書いてございます。主な変更点と致しまして、新規追加したのは新規就農などの新たな動きを把握したりだとか、逆に廃止になったもので利活用の低下した項目を廃止したり致しました。この度の調査方法で変わったところがありまして、インターネット、オンラインで回答ができる仕組みになります。

まずは119名調査員を募るという形になります。実施2か月前の令和元年12月9日から3月6日までの約3か月間の任命期間を想定しておまして、調査の方に移りたいと思います。もしかしたら農事組合から農業委員さんに

調査員をお願いされることもあるかもしれませんが、今既に農業委員さんが農事組合長さんを兼ねている所もあるかもしれません。盆前後までに農事組合長さん宛てに調査員の推薦をお願いするご案内を致しますので、宜しくお願い致します。私からは以上でございます。

議長 宜しいですか、皆さん。質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 まあ、もし何かありましたらご協力をしてあげて頂くように私の方からもお願いいたします。では、その他無いようですので、本日はこれを持ちまして閉会と致します。

— 午後3時00分 閉会 —